武豊町民間保育所等整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園のうち、国又は地方公共団体以外の者が設置し、及び運営するもの(以下「民間保育所等」という。)の施設整備に要する経費の負担を軽減し、もって児童福祉の向上を図るため、予算の範囲内において交付する武豊町民間保育所等整備費補助金（以下「補助金」という。）に関し、武豊町補助金等交付規則（昭和49年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和５年８月22日付こ成事第466号こども家庭庁長官通知別紙。以下「国要綱」という。）に規定するものとする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、町内において民間保育所等を設置または設置しようとする者で、国要綱６の表に規定する設置主体とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費は、国要綱別表１－１に定める対象経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、国要綱８の規定により算出された交付額及び当該交付額に対して国要綱別表１－８に定める市町村の負担割合に応じた額を加えて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、武豊町民間保育所等整備費補助金交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第７条　町長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、武豊町民間保育所等整備費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知しなければならない。

２　町長は、補助金の交付の決定の際、国要綱12の条件を付することとする。

（計画の変更）

第８条　前条第１項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、申請書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ武豊町民間保育所等整備費補助金計画変更申請書（様式第３号）を提出し、承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、武豊町民間保育所等整備費補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに武豊町民間保育所等整備費補助金実績報告書（様式第５号）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

（額の確定）

第10条　町長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、武豊町民間保育所等整備費補助金確定通知書（様式第６号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は、武豊町民間保育所等整備費補助金請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

２　補助金は、補助対象事業が完了した後に交付する。ただし、町長が必要と認めた場合は、補助事業の完了前に補助金の全部若しくは一部を交付することができる。

（交付決定の取消及び返還）

第12条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（１）法令又はこの要綱に違反したとき。

（２）虚偽の申請その他不正な行為により、交付決定を受けたとき。

（３）その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附　則

この要綱は、令和９年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

様式第２号（第７条関係）

様式第３号（第８条関係）

様式第４号（第８条関係）

様式第５号（第９条関係）

様式第６号（第10条関係）

様式第７号（第11条関係）

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

武 豊 町 長

団体名
所在地
代表者氏名

武豊町民間保育所等整備費補助金交付申請書

次のとおり、関係書類を添えて申請します。

１　補助金申請額　　金　　円

２ 添付書類
（１）事業計画書
（２）収支予算書
（３）定款の写し
（４）寄附等の内容が分かる書類（寄附等がある場合に限る。）
（５）見積内訳書（又はこれに代わるもの）の写し
（６）建物の配置図、平面図及び立面図
（７）その他事業の内容等が分かる資料

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

様

武豊町長

武豊町民間保育所等整備費補助金交付（不交付）決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった武豊町民間保育所等整備費補助金については、下記のとおり決定したので、武豊町民間保育所等整備費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

１　決定内容
（１）交付・不交付
（２）交付金額

２　交付条件又は不交付の理由

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

武 豊 町 長

団体名
所在地
代表者氏名

武豊町民間保育所等整備費補助金計画変更申請書

年　　月　　日付けで交付決定を受けた事業について、申請内容を変更したいので、次のとおり申請します。

１　変更後の補助金申請額　　金　　円

２　変更内容及び理由

様式第４
号（第８条関係）

年　　月　　日

様

武豊町長

武豊町民間保育所等整備費補助金変更交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで計画変更申請のあった武豊町民間保育所等整備費補助金については、下記のとおり決定したので、武豊町民間保育所等整備費補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

１　決定内容
（１）交付・不交付
（２）交付金額

２　交付条件又は不交付の理由

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

武 豊 町 長

団体名
所在地
代表者氏名　　印

武豊町民間保育所等整備費補助金実績報告書

年　　月　　日付けで交付決定を受けた武豊町民間保育所等整備費補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　添付書類
（１）事業所要額精算書
（２）収支決算（見込）書
（３）寄附等の内容が分かる書類（寄附等がある場合に限る。）
（４）工事請負契約書の写し
（５）領収書の写し
（６）整備事業の完了写真
（７）その他参考となる書類

様式第６号（第 10 条関係）

年　　月　　日

様

武豊町長

武豊町民間保育所等整備費補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった武豊町民間保育所等整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、武豊町民間保育所等整備費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

確定額　　金　　円

様式第７号（第 11 条関係）

年　　月　　日

武 豊 町 長

団体名
所在地
代表者氏名

武豊町民間保育所等整備費補助金請求書

年　　月　　日付けで（交付決定・確定）を受けた武豊町民間保育所等整備費補助金について、下記のとおり（前払・清算）請求します。

記

								円

１　事業名
２　事業場所
３　事業完了年月日　　年　　月　　日

振　込　先

振 込 指 定 金 融 機 関		種別	口　座　番　号	口座名義（フリガナ）
金融機関名	支 店 名	普通		
		当座		